

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	土木部	監理課	H19.4.2	第4期建設業情報管理システム用パソコン及びプリンタ等の賃貸借並びに保守(再リース)	876,204	長崎市飽の浦町1-1 長菱ソフトウェア株式会社 代表取締役 川浪 朋興	再リースのため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
2	土木部	監理課	H19.4.18	経営事項審査等業務委託	2,427,600	長崎市桜町3-12 長崎県行政書士会 会長 落合 嘉男	審査に当たっては建設業法をはじめとする幅広い法律知識が必要であるが、行政全般に亘る許認可等の申請書類の作成・提出に精通しかつそれを業とする行政書士がその委託の相手方として適切であり、外に隣接する法律専門職として公認会計士、司法書士等も検討したが、建設業に関する許可申請等の書類作成業務を専ら行政書士が法定業務としており、人員・報酬単価の両面からも他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
3	土木部	監理課	H19.7.4	骨材需給動向調査業務委託	4,830,000	福岡市博多区博多駅前2-3-7 財団法人経済調査会 九州支部 支部長 吉原 重夫	本業務に関連する調査業務の豊富な受託実績があり、建設投資、需給予測などの調査研究に専門的な知識を備え、総合的な調査分析力を有し、その調査結果においても信頼性を確保しており、本業務を遂行できる唯一の機関である。	第167条の2 第1項 第2号
4	土木部	建設企画課	H19.4.2	工事实績情報サービス及び測量調査設計業務実績情報サービス利用	2,362,500	東京都港区赤坂7-10-20 財団法人日本建設情報総合センター 理事長代行 大石久和	本サービスを提供しているのは、唯一、財団法人 日本建設情報総合センターだけであるため。	第167条の2 第1項 第2号
5	土木部	建設企画課	H19.4.2	企業情報(発注者支援データベースシステム)の利用	1,890,000	東京都千代田区二番町3 財団法人建設業技術者センター 理事長 三谷 浩	本サービスを提供しているのは、唯一、財団法人 建設業技術者センターだけであるため。	第167条の2 第1項 第2号
6	土木部	建設企画課	H19.4.2	公共事業技術情報システム運用管理業務委託	10,458,000	長崎市栄町5-11 株式会社NDKCOM 代表取締役 久保 東	システムの著作権及びプログラムソースを保有しているため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	土木部	建設企画課	H19.4.2	業者管理・工事執行 管理システム維持管 理業務委託	4,515,000	長崎市万才町7-1 日本電気株式会社 長崎支 店 支店長 田中 大吾	システムの著作権及びプログラムソースを保有してい るため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
8	土木部	建設企画課	H19.4.2	災害補助・用地管理 システム維持管理業 務委託	2,026,500	長崎市西坂町2-3 富士通株式会社 長崎支店 支店長 赤塚 洋一	システムの著作権及びプログラムソースを保有してい るため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
9	土木部	建設企画課	H19.4.2	土木部職員等専門研 修業務委託	8,400,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	土木関係職員の研修を行っているのは、県内で唯一、 財団法人 長崎県建設技術研究センターだけであるた め。	第167条の2 第1項 第2号
10	土木部	建設企画課	H19.4.2	土木工事積算システ ム運用管理業務委託	7,917,000	長崎市出来大工町36 扇精光株式会社 代表取締役 池田 正志	システムの著作権及びプログラムソースを保有してい るため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
11	土木部	建設企画課	H19.4.2	電子入札システム運 用管理業務委託	10,111,500	福岡市中央区長浜2-4-1 東芝ソリューション株式会社 九州支社 支社長 新津 申朗	システムの著作権及びプログラムソースを保有してい るため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
12	土木部	建設企画課	H19.4.4	プログラムサポート サービス契約	2,362,500	東京都港区赤坂7-10-20 財団法人日本建設情報総合 センター 理事長代行 大石久和	本サービスを提供しているのは、唯一、財団法人 日 本建設情報総合センターだけであるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	土木部	建設企画課	H19.4.16	総合評価審査委員会 資料作成業務委託	2,415,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	県の土木行政に精通し、総合評価方式について知識 が豊富な技術者を擁している。行政代行機関としての 信頼もあり、当センター以外に委託先はない。	第167条の2 第1項 第2号
14	土木部	建設企画課	H19.4.18	土木積算歩掛データ 改訂業務委託	23,887,500	長崎市出来大工町36 扇精光株式会社 代表取締役 池田 正志	システムの著作権及びプログラムソースを保有してい るため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
15	土木部	建設企画課	H19.4.19	公共工事現場点検強 化事業業務委託	39,585,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	県の土木行政に精通し、公共工事現場経験が豊富な 技術者を擁している。行政代行機関としての信頼もあ り、当センター以外に委託先はない。	第167条の2 第1項 第2号
16	土木部	建設企画課	H19.6.7	土木部広報誌作成業 務委託	1,995,000	長崎市東古川町1-5 ヨンエフ 代表 吉田 隆	広報誌の企画・デザイン・印刷までを委託するものであ る。ノウハウを持ったデザイン業者による企画コンペを 行い、選定された業者と委託契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
17	土木部	建設企画課	H19.6.15	土木工事積算システ ム用プリンタ機貸借 (再リース)	4,611,600	長崎市出来大工町36 扇精光株式会社 代表取締役 池田 正志	再リースのため、相手方は原契約の相手方に特定さ れる。	第167条の2 第1項 第2号
18	土木部	建設企画課	H19.8.27	総合評価審査補助業 務委託	15,435,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	県の土木行政に精通し、総合評価方式について知識 が豊富な技術者を擁している。行政代行機関としての 信頼もあり、当センター以外に委託先はない。	第167条の2 第1項 第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:土木部

H20.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	土木部	建設企画課	H19.10.1	工事成績評価システム改修業務委託	4,410,000	長崎市栄町5-11 株式会社 NDKCOM 代表取締役 久保 東	システムで使用するプログラムの著作権及びプログラムソースを保有する業者が3者あり、他社が行う場合は別途費用が発生する。このため、3者による見積を行った。	第167条の2 第1項 第6号
20	土木部	建設企画課	H19.11.14	「土木の日」パネル展企画業務委託	2,383,500	長崎市勝山町7 株式会社 アド・フォース 代表取締役 森永 和裕	プロポーザル方式により選定された業者と契約するため	第167条の2 第1項 第2号
21	土木部	建設企画課	H19.12.12	業者情報システム改修業務委託	1,386,000	長崎市栄町5-11 株式会社 NDKCOM 代表取締役 久保 東	システムの著作権及びプログラムソースを(株)NDKCOMが保有しており、他社はプログラムの解析や改変を行えない。	第167条の2 第1項 第2号
22	土木部	建設企画課	H20.1.9	業者管理・工事執行管理システム改修業務委託	6,300,000	長崎市万才町7-1 日本電気株式会社 長崎支店 支店長 田中 大吾	システムの著作権及びプログラムソースを日本電気(株)が保有しており、他社はプログラムの解析や改変を行えない。	第167条の2 第1項 第2号
23	土木部	建設企画課	H20.1.21	設計図書等ダウンロードシステム改修業務委託	3,387,300	福岡市中央区長浜2-4-1 東芝ソリューション株式会社 九州支社 支社長 新津 申朗	システムの著作権及びプログラムソースを東芝ソリューション(株)が保有しており、他社はプログラムの解析や改変を行えない。	第167条の2 第1項 第2号
24	土木部	道路維持課	H19.4.2	道路交通情報業務委託	15,271,200	東京都千代田区飯田橋1-5-10 財団法人日本道路交通情報センター 理事長 石川 重明	(財)日本道路交通情報センターは、全国の道路交通情報を収集・分析・提供する目的で設立された唯一の機関であり、国土交通省、47都道府県等の地方公共団体及び旧道路関係公団と委託契約を締結しており、他と競争できず相手方が特定されるため。	第167条の2 第1項 第2号
25	土木部	道路維持課	H19.10.1	長崎県橋梁概略点検(15m未満)業務委託	5,880,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	国と本県の協議により、県民の安全安心のために、今年度中に橋梁の長寿命化計画を策定することになったが、限られた期間内で多くの点検を行うための橋梁建設・維持補修経験を持つ人材を取りまとめられるのは当該機関に限られるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
26	土木部	港湾課	H19.4.2	上五島空港照明施設 維持管理業務委託	1,575,000	南松浦郡新上五島町有川郷 2780 株式会社九電工 有川営業 所 所長 崎山 一彦	当該業務は、航空灯火施設及び電気施設の適正な機能の確保のため、日常点検及び緊急時の保守作業等を行うものである。航空灯火は空港特有の施設であり、その不具合は航空機の運航・人命に影響を及ぼす可能性があるため、作業員は機器の取り扱いを習熟し、航空灯火及び電源施設の重要性を認識している必要がある。よって空港内作業の経験が豊富な人材を要する当該業者に委託する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
27	土木部	港湾課	H19.4.2	小値賀空港照明施設 維持管理業務委託	1,449,000	南松浦郡新上五島町有川郷 2780 株式会社九電工 有川営業 所 所長 崎山 一彦	当該業務は、航空灯火施設及び電気施設の適正な機能の確保のため、日常点検及び緊急時の保守作業等を行うものである。航空灯火は空港特有の施設であり、その不具合は航空機の運航・人命に影響を及ぼす可能性があるため、作業員は機器の取り扱いを習熟し、航空灯火及び電源施設の重要性を認識している必要がある。よって空港内作業の経験が豊富な人材を要する当該業者に委託する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
28	土木部	港湾課	H19.4.2	県有財産貸付契約 (長崎港小ヶ倉1号上 屋敷賃借料)	1,653,062	長崎市国分町3-30 長崎県長崎土木事務所長崎 港湾漁港事務所 所長 鍛塚 雄二郎	長崎港小ヶ倉柳地区上屋の利用のため、長崎県港湾整備事業会計(企業会計)所管の土地を借り上げるため。	第167条の2 第1項 第2号
29	土木部	港湾課	H19.4.2	県有財産貸付契約 (長崎港小ヶ倉2号上 屋敷賃借料)	1,366,907	長崎市国分町3-30 長崎県長崎土木事務所長崎 港湾漁港事務所 所長 鍛塚 雄二郎	長崎港小ヶ倉柳地区上屋の利用のため、長崎県港湾整備事業会計(企業会計)所管の土地を借り上げるため。	第167条の2 第1項 第2号
30	土木部	港湾課	H19.4.2	県有財産貸付契約 (長崎港小ヶ倉3号上 屋敷賃借料)	1,810,228	長崎市国分町3-30 長崎県長崎土木事務所長崎 港湾漁港事務所 所長 鍛塚 雄二郎	長崎港小ヶ倉柳地区上屋の利用のため、長崎県港湾整備事業会計(企業会計)所管の土地を借り上げるため。	第167条の2 第1項 第2号
31	土木部	港湾課	H19.4.2	平成19年度上五島空 港管理業務委託	6,500,000	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 新上五島町長 井上 俊昭	当該業務には、航空機事故、ハイジャック等の緊急時における消火救難活動等への支援を含んでいるため、地元町に委託する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:土木部

H20.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
32	土木部	港湾課	H19.4.2	平成19年度小値賀空 港管理業務委託	6,500,000	北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376-1 小値賀町長 山田 憲道	当該業務には、航空機事故、ハイジャック等の緊急時における消火救難活動等への支援を含んでいるため、地元町に委託する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
33	土木部	港湾課	H19.12.7	NEK型浄化槽(NEK- 10)自然放流タイプ	2,310,000	長崎市小江原5-7-16 株式会社 エヌイーケイ 代表取締役 竹森 朝光	長崎県新商品の開発による新事業分野の開拓を図る者の認定要綱に基づき認定を受けた者との契約であるため。	第167条の2 第1項 第4号
34	土木部	河川課	H19.4.1	平成19年度「県民参 加の地域づくり事業」 に係る傷害保険料	3,000,000	長崎市万才町3-16 株式会社損害保険ジャパン 長崎支店 支店長 藤田 淳	県民参加の地域づくりにかかる保険契約は、特殊な保険契約となっているので入札を行うことが難しい。したがって、一定の競争性を確保しつつ実行可能な契約方法として自治令第167条の2第1項第2号により複数競争見積による随意契約を行うこととした。	第167条の2 第1項 第2号
35	土木部	河川課	H19.4.26	19河第2号 平成18 年度河川現況調査	2,730,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	調査票及び現況図等を作成するにあたり、工事契約書の閲覧調査が必要であるため、積算・工事管理等を行う機関である当該センターに相手方が特定されるため。	第167条の2 第1項 第2号
36	土木部	河川課	H20.2.26	長崎県河川砂防情報 システム運用管理業 務委託	2,469,600	東京都港区芝3丁目1番14 号 株式会社 ウェザーニューズ 代表取締役 草開 千仁	正確な気象情報を提供しなければならないため、気象に関する高度な専門知識を有していること、また多種で詳細なデータを迅速かつ的確に提供するための特殊な情報通信に関する専門知識を有し、有事の際に対応できる体制を整えられることから、随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
37	土木部	景観まちづくり室	H19.6.25	にぎわい・やすらぎの まちづくり推進事業研 究会等支援業務委託	9,345,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	プロポーザルにより選定した業者と契約するため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
38	土木部	都市計画課	H19.4.2	長崎県違反広告物除却推進運動事務委託	1,500,000	佐世保市高砂町5-17 佐世保市保健環境連合会 会長 三宅 禎太郎	屋外広告物法に基づいて、知事の権限の一部を委任した違反広告物除却推進員を構成員とする当該連合会に相手方が限定されるため。	第167条の2 第1項 第2号
39	土木部	都市計画課	H19.4.20	にぎわいの都市づくり推進施策検討補助業務	2,310,000	長崎市元船町17-1 財団法人ながさき地域政策 研究所 理事長 脇田 安大	県内各地の状況を十分に把握しており、本業務に係る各分野について専門の研究員を擁している事業者は他になく、平成18年度に委託した「長崎県にぎわいの都市づくり推進施策検討補助業務」の遂行を通して、現状の課題や本県が目指す都市づくりの方向性を深く認識しているため。	第167条の2 第1項 第2号
40	土木部	都市計画課	H19.5.1	都市計画の見直しに関する基礎調査委託 (大村市)	7,165,000	大村市玖島1-25 大村市長 松本 崇	本調査は、都市計画法第6条に基づき人口・環境・建物・住宅の状況を把握し、土地利用、施設整備計画の検討を行う際の基礎資料を得るために実施するものである。本調査は、都市計画法第6条に知事が行うものと定められているが、現地に精通した当該市の職員が直接業務に当たることにより調査精度の向上が図れるため、県から大村市へ委託する方法で実施する。	第167条の2 第1項 第2号
41	土木部	都市計画課	H19.5.7	都市計画の見直しに関する基礎調査委託 (新上五島町)	2,410,000	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 新上五島町長 井上 俊昭	本調査は、都市計画法第6条に基づき人口・環境・建物・住宅の状況を把握し、土地利用、施設整備計画の検討を行う際の基礎資料を得るために実施するものである。本調査は、都市計画法第7条に知事が行うものと定められているが、現地に精通した当該町の職員が直接業務に当たることにより調査精度の向上が図れるため、県から新上五島町へ委託する方法で実施する。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
42	土木部	都市計画課	H19.5.9	都市計画の見直しに関する基礎調査委託(対馬市)	4,097,000	対馬市厳原町国分1441 対馬市長 松村 良幸	本調査は、都市計画法第6条に基づき人口・環境・建物・住宅の状況を把握し、土地利用、施設整備計画の検討を行う際の基礎資料を得るために実施するものである。本調査は、都市計画法第8条に知事が行うものと定められているが、現地に精通した当該市の職員が直接業務に当たることにより調査精度の向上が図れるため、県から対馬市へ委託する方法で実施する。	第167条の2 第1項 第2号
43	土木部	都市計画課	H19.10.17	都市計画道路の見直しに関する将来交通量推計業務委託(佐世保市)	997,500	長崎市元船町13-5 (株)建設技術研究所 長崎事務所 所長 立花 修	本業務は、佐世保市内における長期未着手の都市計画道路について、将来の交通量を推計することにより、計画通り整備すべきか、それとも計画を変更または廃止するかを佐世保市と共同で検討するものである。そのため、佐世保市が先に契約した業者と随意契約を行うもの。	第167条の2 第1項 第2号
44	土木部	都市計画課	H19.11.1	都市計画の見直しに関する基礎調査委託(南島原市)	3,997,000	南島原市西有家町里坊96-2 南島原市長 松島 世佳	本調査は、都市計画法第6条に基づき人口・環境・建物・住宅の状況を把握し、土地利用、施設整備計画の検討を行う際の基礎資料を得るために実施するものである。本調査は、都市計画法第8条に知事が行うものと定められているが、現地に精通した当該市の職員が直接業務に当たることにより調査精度の向上が図れるため、県から南島原市へ委託する方法で実施する。	第167条の2 第1項 第2号
45	土木部	建築課	H19.6.25	平成19年度営繕積算システム等整備業務	2,590,350	東京都港区西新橋3-25-33 財団法人建築コスト管理システム研究所 理事長 三原 英孝	営繕積算システムは国土交通省と(財)建築コスト管理システム研究所が共同で開発管理しており、保守管理等を行える唯一の団体	第167条の2 第1項 第2号
46	土木部	建築課	H19.8.15	19単般108-1 佐世保情報産業プラザ改修工事	5,523,000	佐世保市福石町20-8 株式会社 梅村組 代表取締役社長 梅村 良輔	誘致企業の入居に必要な工事を9月中旬までに行うもので、工期が標準より1ヶ月半ほど短い工事である。また情報集積型の企業を誘致するためにOAフロアや遮音壁など特殊な仕上げを行っており、工期内の施工及び品質を確保するためには、施設構造及び既存図面を詳細に把握している必要があり、相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
47	土木部	建築課	H19.8.27	19設監01 精神医療センター観察法病棟新築工事の監理業務	8,925,000	長崎市住吉町20-36 株式会社 企画工房 代表取締役 波戸 博隆	今回新設する病棟は法律に基づき設置される医療機関であるが、全国的に設置数が少なく、より良い施設整備をするためには工事着手後も設計内容の見直しが必要となる。また開設が平成20年4月と決まっており、標準工期を3ヶ月以上圧縮している。 工事監理する者が、設計時の経過、利用形態等を理解・熟知していなければ、内容の把握に時間を要し、設計意図、変更要望の正確な反映、品質の確保及び工事の順調な進捗を確保できなくなるため、設計者に特定される。	第167条の2 第1項 第6号
48	土木部	建築課	H19.10.5	19設051 鶴南養護学校高等部棟新築工事の設計業務(その2)	1,365,000	長崎市平野町1-34 株式会社 長崎建築設計コンサルタント 代表取締役 本多 修一	工事着手後に地盤状況等想定外の事態により、建物の一部で構造及び配置変更の必要が生じた。 構造計算及び図面の訂正を迅速かつ必要最低限の図面変更で対応する必要があるが、構造計算は設計者ごとに建物のモデル化に対する考え方が違っている為、仮に別の設計者が基礎構造の見直しを行った場合、上部構造についても変更が生じることが十分に考えられる。 また、上部構造に影響を与えない基礎構造のみの変更を行うことは元設計の構造計算時の入力データを有していなければ多大な時間を要するため、相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
49	土木部	建築課	H20.1.23	19委託2 営繕積算システム県独自単価特別調査業務	2,310,000	福岡市博多区博多駅前2-3-7 財団法人経済調査会 九州支部 支部長 吉原 重夫	公共建築物は現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質保持のため適正な単価設定が求められる。単価は民間建築物の建設動向の影響を受け、地域によっても異なるため、設定にあたっては、マクロかつミクロな調査能力が要求される。 よって建設投資、需給予測などの調査研究に専門的な知識を備え、総合的な調査分析力を有していること、また本業務に関連する調査業務の豊富な受託実績もあり、相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
50	土木部	住宅課	H19.4.2	平成19年度県営住宅管理システム維持に必要な運用支援及び技術支援業務委託契約	3,780,000	長崎市恵美須町4-5 NBC情報システム株式会社 代表取締役 平井 健司	本システムを開発した会社以外に約12,000戸の県営住宅管理を円滑に処理する事は、困難と思われる。また、公営住宅の家賃等について大幅な制度改正が近年実施されることが国から示されており、的確かつ迅速に対応できるものは本システムの開発、維持、保守管理、改修に至るまで担ってきた会社を以て他にはない。	第167条の2 第1項 第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:土木部

H20.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
51	土木部	住宅課	H19.4.2	平成19年度県営住宅管理システム改修業務委託契約	6,720,000	長崎市恵美須町4-5 NBC情報システム株式会社 代表取締役 平井 健司	本システムを開発した会社以外に約12,000戸の県営住宅管理を円滑に処理する事は、困難と思われる。また、公営住宅の家賃等について大幅な制度改正が近年実施されることが国から示されており、的確かつ迅速に対応できるものは本システムの開発、維持、保守管理、改修に至るまで担ってきた会社を以て他にはない。	第167条の2 第1項 第2号
52	土木部	住宅課	H19.4.17	平成19年度安全・安心住まいづくり支援事業 相談業務	1,559,250	長崎市元船町17-1 財団法人長崎県住宅・建築総合センター 理事長 上野 進一郎	本業務は、民間住宅の耐震診断・改修の実施に伴い、県民の取り組みを促すために、住宅の改修等に係る相談を無料で行うものであり、委託先としては、住宅に関するさまざまな相談に適切で公正な指導・助言を行えることが条件である。住宅センターは、県民に対して、住宅・建築・まちづくりに関する知識を普及し、関連する事業を実施することにより、県民の生活安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした法人であることから、委託先の条件を満たす唯一の団体と判断したため。	第167条の2 第1項 第2号
53	土木部	住宅課	H19.4.18	平成19年度木造住宅総合対策事業(第11回長崎県木造住宅コンクール開催業務)	5,000,000	長崎市元船町17-1 財団法人長崎県住宅・建築総合センター 理事長 上野 進一郎	木造住宅コンクールは、昭和62年から2年に1度開催し、今回で11回を迎える。このコンクール開催業務の業務の委託先としては、優秀な木造住宅を県下から広く募集できること、業務遂行の過程において、建築の専門知識を有する者の関与が必要であること、公平性があり、個人情報の適切な管理体制がとれることが条件である。住宅センターは、建築基準法の指定確認検査機関及び、品確法の登録住宅性能評価機関として指定された公益法人であり、業務上、長崎県下に建設された住宅の情報をもっとも把握しており、併せて、専門的かつ公平なたちばで業務を執行できる唯一の団体と判断したため。	第167条の2 第1項 第2号
54	土木部	住宅課	H19.9.6	平成19年度木造住宅総合対策事業「住生活月間イベント・住宅フェア開催運営補助業務」	3,496,500	長崎市桜町8-2 株式会社 プラネット 代表取締役社長 藤瀬 直男	本業務は、10月の住生活月間に、住まいや、暮らしに関する県の事業やイベント行事、各種制度、施策、相談窓口の紹介など県民に役立つ情報を提供するため、新聞折込広告による広報活動を行うものである。5社からの企画提案書提出後、選定委員会による選考の結果、広く県民の目に届く広報媒体を提案した業者と契約を行ったため。	第167条の2 第1項 第2号
55	土木部	住宅課	H19.9.26	平成19年度木造住宅総合対策事業「住生活月間における住情報提供業務」	3,496,500	長崎市茂里町3-2 長崎文化放送株式会社 代表取締役社長 前原 晃昭	本業務は、10月の住生活月間に、住まいや、暮らしに関する県の事業やイベント行事、各種制度、施策、相談窓口の紹介など県民に役立つ情報を提供するイベント(住宅フェア)を開催するものである。5社から、住宅フェアの企画・運営及び、事務局の運営補助に関する業者提案プレゼンの結果選定した業者と契約を行ったため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
56	土木部	住宅課	H19.10.25	19公委第1号 深堀 団地建替工事基本設 計業務の委託	24,150,000	長崎市扇町31-8 株式会社宮本建築設計事務所 代表取締役 宮本 剛	プロポーザルにより選定した業者と契約するため。	第167条の2 第1項 第2号
57	土木部	住宅課	H20.2.15	19公委(事)第2号 エ レベーター付住戸改 善工事監理の委託 (東望団地・松山団 地)	4,777,500	長崎市元船町17-1 長崎県住宅供給公社 理事長 森 邦芳	本工事の住戸内改善を行うに当たり、公社が行う通常 の計画修繕工事との選別が必要になることから、既存 の劣化、不具合状況を把握している公社へ随意契約し た方が円滑な工事執行が図れると考える。また、住み ながらの改善工事であることから、入居者との円滑な 工事調整、意見聴取等を図る必要があるため、公社へ の随意契約が適当であると考え。	第167条の2 第1項 第2号
58	土木部	長崎土木事務所	H19.4.2	道の尾駅前線街路改 築工事に伴う用地事 務委託	11,382,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 藤井 健	土木部公共用地取得事務委任取扱要領第3条により 受託対象者が公社、市町村等に限定。県土地開発公 社以外の指定機関については当該委託業務を受託で きる組織人員体制がなく、また用地取得業務への精通 度も低い。土地開発公社は、県の公共用地取得業務 を行う専門機関として設置したもので、損失補償基準 、交渉契約事務に最も精通し、安定した用地取得業務 が遂行できる。	第167条の2 第1項 第2号
59	土木部	長崎土木事務所	H19.4.2	滑石町線(横道工区) 街路改築工事に伴う 用地取得業務委託	20,739,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 藤井 健	土木部公共用地取得事務委任取扱要領第3条により 受託対象者が公社、市町村等に限定。県土地開発公 社以外の指定機関については当該委託業務を受託で きる組織人員体制がなく、また用地取得業務への精通 度も低い。土地開発公社は、県の公共用地取得業務 を行う専門機関として設置したもので、損失補償基準 、交渉契約事務に最も精通し、安定した用地取得業務 が遂行できる。	第167条の2 第1項 第2号
60	土木部	長崎土木事務所	H19.4.2	高田南土地区画整理 事業に伴う仮設住宅 用地賃借料	3,676,440	西彼杵郡長与町嬉里郷659- 1 西彼中央土地開発公社 理事長 瀧野 哲夫	高田南土地区画整理事業に伴う仮移転先として仮設 住宅を事業地内に設けることにより、各権利者の仮移 転をスムーズに行うことが出来、事業の円滑な推進を 図れる。このため、仮設住宅の用地については、事業 期間内安定的に確保する必要があり、長与町の公共 用地取得業務を行っている西彼中央土地開発公社が 所有している土地を借り上げ、仮設住宅を建設してい るため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
61	土木部	長崎土木事務所	H19.4.2	一般国道324号 正覚寺地区 イメージアップ事業 (用地取得等業務 委託)	1,460,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 藤井 健	土木部公共用地取得事務委任取扱要領第3条により受託対象者が公社、市町村等に限定。県土地開発公社以外の指定機関については当該委託業務を受託できる組織人員体制がなく、また用地取得業務への精通度も低い。土地開発公社は、県の公共用地取得業務を行う専門機関として設置したもので、損失補償基準、交渉契約事務に最も精通し、安定した用地取得業務が遂行できる。	第167条の2 第1項 第2号
62	土木部	長崎土木事務所	H19.4.2	主要地方道野母崎宿 線道路改良工事 (用地取得等事務委 託)	1,214,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 藤井 健	土木部公共用地取得事務委任取扱要領第3条により受託対象者が公社、市町村等に限定。県土地開発公社以外の指定機関については当該委託業務を受託できる組織人員体制がなく、また用地取得業務への精通度も低い。土地開発公社は、県の公共用地取得業務を行う専門機関として設置したもので、損失補償基準、交渉契約事務に最も精通し、安定した用地取得業務が遂行できる。	第167条の2 第1項 第2号
63	土木部	長崎土木事務所	H19.4.5	本河内低部ダム 進入路工事現場 技術業務委託	2,545,200	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	当該委託の対象工事は、梅雨などの出水期の影響を受けやすい上に市街地の中心部に位置しているため、品質確保及び工程管理が難しい工事である。このため、当該委託業務の遂行に当たっては、経験豊富な技術者による適切な工事監督が求められ、県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことができるのは、公共工物品質確保技術者を有し、工事監督業務の経験、実績が豊富な当該センター以外にはないため。	第167条の2 第1項 第2号
64	土木部	長崎土木事務所	H19.4.10	浦上川線現場技術業 務委託	28,875,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	当該委託の対象工事は、品質確保及び工程管理が難しい工事である。このため、当該委託業務の遂行に当たっては、経験豊富な技術者による適切な工事監督が求められ、県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことができるのは、公共工物品質確保技術者を有し、工事監督業務の経験、実績が豊富な当該センター以外にはないため。	第167条の2 第1項 第2号
65	土木部	長崎土木事務所	H19.4.15	平成19年度設計積 算・工事管理業務委 託	30,692,550	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	当該業務を実施するには、公共工事における品質確保、施行体制、関係法令、施工経験及び長崎県の土木行政に精通している必要がある。(財)長崎県建設技術研究センターは、公共工事の現場経験20年以上の経験豊富な技術者を有し、平成6年度より県発注工事の設計積算及び工事管理業務を受託しており関係法令及び長崎県行政にも精通している。また、県が設立した財団法人であることから行政代行機関として信頼がおけ、業務の公平性・中立性が保持できる。	第167条の2 第1項 第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:土木部

H20.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
66	土木部	長崎土木事務所	H19.4.23	一般国道206号 道路修景工事 (電力系引込管路)	2,011,086	長崎市城山町3-19 九州電力株式会社 長崎支 店 執行役員支店長 池松 勢三 郎	本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝の整備区間であり、利用者個々への電線管路の布設のうち官地部を施工するものである。(民地部:電線管理者施工)新電線類地中化計画において、引込管路は官地部・民地部一体の工事であるため、施工管理及び路面の掘り返しを極力減らす目的から官地部の工事を電線管理者に委託するものである。(平成13年3月基本協定済)	第167条の2 第1項 第2号
67	土木部	長崎土木事務所	H19.4.25	主要地方道 長崎南環状線 道路維持補修委託 (ながさき女神大橋 交通管理)	6,505,800	長崎市元船町17-1 長崎県道路公社 理事長 藤井 健	主要地方道長崎南環状線の有料区間1.9kmについては、高度な維持管理を必要とすることから道路公社が管理している。当委託箇所については、有料区間前後に接続する3.1km区間であり、交通安全等の確保のため有料区間と同等の維持管理が必要である。	第167条の2 第1項 第2号
68	土木部	長崎土木事務所	H19.4.27	主要地方道野母崎宿 線道路改良工事 (監督補助業務委託)	14,490,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工物品質の確保を図るための適切な工事監督がもためられているが、県職員以外でこれらの業務を円滑におこなうことができるのは、当法人以外に見あたらないため。	第167条の2 第1項 第2号
69	土木部	長崎土木事務所	H19.4.27	一般国道499号 道路改良工事 (仮設工その2)	5,250,000	長崎市横尾4-15-6 株式会社村上建設 代表取締役 陣野 久生	本工事は、一般国道499号道路改良工事(高野原橋期)において設置した鋼矢板及び仮設ガードレールを平成19年度発注予定の改良工事においても引き続き使用するため、リース料支払い及び撤去工事を行うものである。本仮設構造物は設置した当業者の所有となるため、当業者と随意契約をせざるをえないため。	第167条の2 第1項 第2号
70	土木部	長崎土木事務所	H19.5.2	平成19年度施工体制 点検業務委託	4,728,150	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	当該業務を実施するには、公共工事における品質確保、施行体制、関係法令、施工経験及び長崎県の土木行政に精通している必要がある。(財)長崎県建設技術研究センターは、公共工事の現場経験20年以上の経験豊富な技術者を要し、平成15年度より民間企業経験者4名を採用し公共工事の品質の確保と受注業者の施工体制に関し極めて精通している。また、県が設立した財団法人であることから行政代行機関として信頼が向け、業務の公平性・中立性が保持できる。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
71	土木部	長崎土木事務所	H19.5.14	一般国道202号 駅前エレベータ 保守点検委託	1,513,050	長崎市万才町3-5 三菱電機ビルテクノサービス 株式会社 長崎支店 支店長 一瀬 省二	当該保守点検を行うエレベータは、毎月の定期点検以外に閉じこめ故障や使用不能故障など7項目について、常時遠隔監視を行っている。この情報をエレベータより引き出す装置は、メーカー間に共通性のない三菱電機ビルテクノサービス独自のものである。また、他のエレベータメンテナンス業者への問い合わせを行った結果、他企業のエレベータ点検ができる技術者もいない。	第167条の2 第1項 第2号
72	土木部	長崎土木事務所	H19.5.14	土砂災害防止法事前 縦覧業務委託(古賀 町他)	2,131,500	長崎市八つ尾町10-19 特定非営利活動法人長崎県 砂防ボランティア協会 理事長 瓜生 宣憲	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律(以下、「土砂法」という。)に基づき土砂災害警戒区域等に指定した場合は、土地の利用制限や建築物の構造規制が生じる可能性があるため、本県ではあらかじめ公告し、2週間一般の縦覧に供し、必要な説明を行うこととしている。当該縦覧業務には土砂法及び土砂災害に関する相当の知識とともに、不特定多数の住民に対して、適切な行政的対応が求められる。 このため、必要な専門的知識や住民への行政的対応の経験を有するNPO法人 長崎県砂防ボランティア協会と1者随意契約を行うものである。 対象区域数:146箇所	第167条の2 第1項 第2号
73	土木部	長崎土木事務所	H19.5.22	一般県道深堀三和線 外1線道路改良工事 (監督補助業務委託)	11,865,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工物品質の確保を図るための適切な工事監督がもためられているが、県職員以外でこれらの業務を円滑におこなうことができるのは、当法人以外に見あたらないため。	第167条の2 第1項 第2号
74	土木部	長崎土木事務所	H19.5.22	一般県道深堀三和線 道路改良工事 (監督補助業務委託)	8,557,500	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工物品質の確保を図るための適切な工事監督がもためられているが、県職員以外でこれらの業務を円滑におこなうことができるのは、当法人以外に見あたらないため。	第167条の2 第1項 第2号
75	土木部	長崎土木事務所	H19.6.1	一般国道499号他3 線道路除草業務委託	2,990,000	長崎市桜町2-22 長崎市長 田上 富久	当委託業務は三和地区の国道・県道の施工延長43.8kmにおける除草業務である。長崎市へ委託した場合、施工管理主体である行政センターが近接し、地域住民にとっても身近な存在であることから、地域に密着した迅速な住民サービスが可能であり、また、当該国道・県道をより安全な状態で維持することができる。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
76	土木部	長崎土木事務所	H19.6.1	一般県道伊王島線他 1線道路除草等業務 委託 (伊王島・高島地区)	1,800,000	長崎市桜町2-22 長崎市長 田上 富久	当委託業務は伊王島地区・高島地区の県道の施工延長5.5kmにおける除草業務である。長崎市へ委託した場合、施工管理主体である行政センターが近接し、地域住民にとっても身近な存在であることから、地域に密着した迅速な住民サービスが可能であり、また、当該県道をより安全な状態で維持することができる。	第167条の2 第1項 第2号
77	土木部	長崎土木事務所	H19.6.14	高田南土地区画整理 事業に伴う水道管布 設工事委託	2,716,350	西彼杵郡長与町嬉里郷659- 1 長与町長 葉山 友昭	長与町給水区域において、平成19年6月14日付け高田南土地区画整理事業に係る水道管布設工事に関する協定書に基づき契約。	第167条の2 第1項 第2号
78	土木部	長崎土木事務所	H19.6.18	一般国道206号他5 線道路除草業務委託 (その1)	1,771,362	長崎市岡町2-13 社団法人長崎市シルバー人 材センター 理事長 南條 保郎	当委託業務は琴海地区内の国道・県道の施工延長44.0kmにおける除草業務である。(社)長崎市シルバー人材センターは「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第41条第2項の規定により知事の許可を受けた公益法人であることから、定年退職者など高齢者への就業の機会を促し、地域社会の福祉の増進を図る目的から当該業務を委託するものである。	第167条の2 第1項 第3号
79	土木部	長崎土木事務所	H19.6.18	一般県道伊王島香焼 線橋梁整備工事 (風洞試験業務委託)	16,170,000	長崎市江戸町9-5 三菱重工橋梁エンジニアリン グ株式会社 長崎営業所 営業所長 衣川 祥生	本風洞試験は、過年度業務にて製作した橋梁模型が必要であり、この模型規模にあった試験設備を必要とする。風洞試験設備は、国内では数社しか所有しておらず、特殊な試験設備である。当業者は、国内で唯一、本模型が使用可能な規模の風洞試験設備を有するとともに、本州四国連絡橋をはじめ、本県の女神大橋、大島大橋についても同様の業務を実施しており豊富な実績と優れた技術力を有している。以上により、本業務を行うことができるのは、当業者以外に見あたらないため。	第167条の2 第1項 第2号
80	土木部	長崎土木事務所	H19.6.25	土砂災害警戒区域等 設定照査業務委託 (田中町他)	2,919,000	東京都千代田区平河町2-7- 4 財団法人砂防フロンティア整 備推進機構 理事長 森 俊勇	土砂災害警戒区域等の指定に際しては、国民の生命及び身体の保護に深く関わることから適切な区域設定が必要である。区域指定に関する重要項目について、砂防に関し特に精通した学識経験者によるチェック結果を踏まえた照査業務を実施している唯一の機関である財団法人 砂防フロンティア整備推進機構と1者随意契約を行うものである。 対象区域数:500箇所	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
81	土木部	長崎土木事務所	H19.6.27	馬場本地区急傾斜地崩壊対策工事(用地測量業務委託その2)	4,841,907	長崎市五島町8-7 社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。 本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性さ、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項 第2号
82	土木部	長崎土木事務所	H19.7.4	大崎地区地すべり調査業務委託(用地測量業務委託)	2,292,003	長崎市五島町8-7 社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。 本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性さ、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
83	土木部	長崎土木事務所	H19.7.19	戸町3丁目鎌手地区 急傾斜地崩壊対策工 事(用地測量業務委 託)	4,018,197	長崎市五島町8-7 社団法人長崎県公共嘱託登 記土地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 (以下「公嘱協会」という)は、土地家屋調査士法第63 条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的 能力を結合して官公署等による不動産の表示に関す る登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱 託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与すること を目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社 団法人である。 本件委託業務は、正にこの規定に合致するものであ る。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評 価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結 するに当たっては、専門業務の適性さ、迅速性を求め ることが重視されるべきと考える。よって本件委託契約 に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、 経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当で あり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合 理的に判断されるため。	第167条の2 第1項 第2号
84	土木部	長崎土木事務所	H19.7.23	本河内ダム 工事記録編集 業務委託	1,564,500	長崎市上町1-35 株式会社 プロダクションナップ 代表取締役 河野英雄	編集を行う工事の記録映像の著作権については、著 作権法第29条により、企画・撮影を行った(株)プロダク ションナップが所有している。他の業者が記録映像の編集 作業を行う場合には、(株)プロダクションナップからの映像 の使用許可及び、使用料の支払いが発生するため、 競争入札に適さないと判断される。	第167条の2 第1項 第2号
85	土木部	長崎土木事務所	H19.7.30	主要地方道 野母崎宿線 道路災害防除工事	5,355,000	長崎市興善町2-8 株式会社西海建設 代表取締役 寺澤 律子	当箇所は平成18年に災害を受けた箇所付近に近接する要 対策箇所であり、7月11日未明の大雨により道路路肩部 が崩壊し危険な状態であるため緊急に対策を講じる必要 がある。このため、昨年「大規模災害発生時における 支援活動に関する協定書」第3条に基づき緊急作業 出動を要請し、仮設道路工事等の応急対策を担当し た業者と下記の理由で随意契約を行う。 (理由) 現在災害復旧工事を施工中である箇所から茂木側 400mの位置でごく近接しており、機材や資材及び人 材の対応が早急に可能である。 当該地域の地形、地質等に熟知していると判断され る。 昨年の災害箇所の応急対策及び本格復旧工事を通 じ、地元対応に十分なノウハウを有していると判断され る。 崩落箇所の監視体制や片側交通確保の安全確保 等においても、当路線の交通事情等に精通しており、 より適正な対応が可能と判断される。	第167条の2 第1項 第5号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
86	土木部	長崎土木事務所	H19.7.30	若竹(4)地区急傾斜地崩壊対策工事(用地測量業務委託)	5,823,289	長崎市五島町8-7 社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。 本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性さ、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項 第2号
87	土木部	長崎土木事務所	H19.8.6	元村藤ノ尾地区急傾斜地崩壊対策工事(用地測量業務委託)	7,616,311	長崎市五島町8-7 社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。 本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性さ、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項 第2号
88	土木部	長崎土木事務所	H19.8.24	旭大橋線電線共同溝設置工事(電力系管路)	19,539,169	長崎市城山町3-19 九州電力株式会社 長崎支店 執行役員長崎支店長 中川 正裕	平成13年3月30日付け新電線類地中化により整備する電線共同溝における「引込用管路」に関する基本協定書に基づくもの。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
89	土木部	長崎土木事務所	H19.8.28	旭大橋線電線共同溝 設置工事(通信系管 路)	6,854,400	福岡市博多区東比恵2-3-7 エヌ・ティ・ティ・インフラネット 株式会社 九州支店 支店長 今村 淳一	平成19年2月28日付け電線共同溝における受委託 に関する基本協定書に基づくもの。	第167条の2 第1項 第2号
90	土木部	長崎土木事務所	H19.8.28	大波止線電線共同溝 設置工事(通信系管 路)	8,317,050	福岡市博多区東比恵2-3-7 エヌ・ティ・ティ・インフラネット 株式会社 九州支店 支店長 今村 淳一	平成19年2月28日付け電線共同溝における受委託 に関する基本協定書に基づくもの。	第167条の2 第1項 第2号
91	土木部	長崎土木事務所	H19.9.3	高浜ダム工事誌作成 業務委託	5,407,500	大村市池田2丁目1311-3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 城下伸生	<p>本業務の遂行にあたっては、技術的内容はさることな がら、ダム建設事業の実施に至った経緯、地元との調 整など公共施設を整備する側の立場・視点に立って編 集することが重要であるため、次の条件を満たすこと を必要とする。</p> <p>県の立場・視点に立って、公平・公正に業務を行うこ とができること。</p> <p>公共施設整備の業務を行うことができる体制・知識・ 経験を有していること。また、継続業務であるため、前 年度の成果品と整合性・統一性が取れること。</p> <p>これらの事項を満たす業者は下記理由のとおり財団法 人長崎県建設技術研究センター以外に見受けられな いため随意契約を行うものである。</p> <p>財団法人長崎県建設技術研究センターは、長崎県 及び市町の公共事業の執行を支援するために長崎県 が設立した法人である。このため、業務遂行にあたっ て閲覧・借用する工事台帳及び設計図書など、取り扱 いに十分注意を払う必要がある行政情報について守 秘性が保持できる唯一の機関である。</p> <p>同法人は、ダム建設事業をはじめとする多くの公共 施設整備の各段階において業務を受託しており、長崎 県の土木行政に精通した唯一の機関である。また、こ れまでに長崎県発注の「本河内高部ダム工事誌」、「女 神大橋工事誌」等の業務実績があり、工事誌作成に関 するノウハウを持った技術者を配置することができる。 また、前年度においても、高浜ダムの工事誌作成業務 を受託しており、成果品との整合性・統一性を図ること ができる。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
92	土木部	長崎土木事務所	H19.9.5	高浜ダム竣工式企画 運營業務委託	1,551,900	長崎市恵美須町4-5 株式会社九州広告 代表取締役社長 三木幸嗣	本業務について、プロポーザル方式で7者に企画提案を依頼したところ、6者が応募してきたため、平成19年8月8日に企画書によるプレゼンテーションを実施した。内容について業務遂行能力、企画内容、参考見積もり等を総合的に審査して、(株)九州広告を委託者として特定したことから、当該業者と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
93	土木部	長崎土木事務所	H19.9.10	国道499号(現道未登記)分筆登記業務委託	2,294,061	長崎市五島町8-7 社団法人 長崎県公共嘱託 登記土地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による「不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与する」ことを目的として設立された県内唯一の社団法人である。 また、登記事務を委託する土地は、広さ、形状等様々であるため、委託料は業務毎に単価を定め、その積み上げにより支払う方法が利に適っている。 以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しない。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
94	土木部	長崎土木事務所	H19.9.26	高島西海岸(2)災害復旧工事(監督補助業務委託)	8,242,500	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工物品質の確保を図るための適切な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことができるのは、下記事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため随意契約を行うものである。</p> <p>1. 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 ・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること。 <p>2. 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを満足できる者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 <p>3. 「公共工物品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工物品質確保技術者を有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること。</p> <p>4. 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること。</p>	第167条の2 第1項 第2号
95	土木部	長崎土木事務所	H19.9.27	一般国道206号他5線道路除草業務委託(その3)	1,326,016	長崎市岡町2 - 13 社団法人 長崎市シルバー人材センター 理事長 南條 保郎	<p>「高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項」の規定により知事の許可を受けた公益法人であることから、定年退職者等高齢者への就業の機会を促し、地域社会の福祉の増進を図る目的から当該業務を(社)長崎市シルバー人材センターへ委託する。</p>	第167条の2 第1項 第3号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
96	土木部	長崎土木事務所	H19.10.3	平間和田(2)地区急傾斜調査業務委託(用地測量)	2,973,495	長崎市五島町8-7 社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という。)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性さ、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項 第2号
97	土木部	長崎土木事務所	H19.10.5	高田南74号線水道管布設工事委託	1,543,300	長崎市桜町6-3 長崎市上下水道事業管理者 上下水道局長 白石 裕一	長崎市給水区域において、平成19年10月1日付け高田南土地区画整理事業に係る上水道施設工事に関する協定書に基づき契約。	第167条の2 第1項 第2号
98	土木部	長崎土木事務所	H19.10.11	毛井首地区急傾斜地崩壊対策工事(用地測量業務委託)	7,928,266	長崎市五島町8-7 社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という。)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性さ、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
99	土木部	長崎土木事務所	H19.10.18	土砂災害防止法事前 縦覧業務委託(鳴滝1 丁目他)	2,625,000	西彼杵郡長与町吉無田郷 464-32 特定非営利活動法人 長崎県砂防ボランティア協会 理事長 瓜生 宣憲	県では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律」(以下、「土砂法」という。)に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を進めている。指定に際しては、区域範囲、指定の目的、特別警戒区域内での土地の利用制限や建築物の構造規制等を事前に周知するため、2週間かけて一般へ必要な説明を行う事前縦覧を行っている。 当委託業務は、事前縦覧の中で、当該地区の住民を対象として、公民館等で直接個別に説明を行う業務全般を委託するもので、不特定多数の住民への個別説明として、土砂法及び土砂災害に関する相当の知識とともに、適切な行政的対応能力が求められる。 このため、必要な専門的知識や住民への行政的対応能力を有するNPO法人長崎県砂防ボランティア協会と1者随意契約を行うものである。 対象区域数:98箇所	第167条の2 第1項 第2号
100	土木部	長崎土木事務所	H19.10.19	本河内高部ダム工事 誌作成業務委託	6,510,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	当委託業務は、昨年度に引き続き行われるものであり、業務を進めていくなかで、ダム事業についての事業化の経緯・地元との調整内容・事業費の執行状況・残事業費の配分や今後の事業展開など、行政情報を閲覧入手できる業務内容となる。このため、行政代行機関として、信頼がおけ守秘性・中立性を保持できる機関が求められる。 当財団法人は、長崎県が設立した法人であり、他事業でも工事の設計積算及び工事管理業務を受託し実施しており、公共事業に係わる計画、調査、設計、施工などの技術に極めて精通している。 これらのことより、本業務は「財団法人 長崎県建設技術研究センター」が最も適しており、他に実施可能な業者はいないものである。	第167条の2 第1項 第2号
101	土木部	長崎土木事務所	H19.10.23	浦上川線電線共同溝 設置工事(通信系管 路)	7,460,250	福岡市博多区東比恵2-3-7 エヌ・ティ・ティ・インフラネット 株式会社 九州支店 支店長 今村淳一	平成19年2月28日付け電線共同溝における受委託に関する基本協定書に基づくもの。	第167条の2 第1項 第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:土木部

H20.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
102	土木部	長崎土木事務所	H19.10.30	中島川広域基幹河川 改修工事(電車軌道 接続ブロック・分岐器製 作工)	235,063,580	長崎市大橋町4-5 長崎電気軌道株式会社 代表取締役社長 佐藤龍太 郎	平成18年10月6日付け「中央橋架替に伴う電車軌道 高上げ工事に関する基本協定書」に基づき、管理者に 工事を委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号
103	土木部	長崎土木事務所	H19.11.5	一般国道202号道路 災害防除工事(防護 柵工)	3,643,500	長崎市向町1741-10 有限会社岩尾建業 代表取締役 岩尾 直己	平成19年10月13日に崩壊した道路法面が、今後増 破し道路利用者に危険を及ぼす可能性があるため、 安全確保の必要性から早急に防護施設を設ける必要 がある。 早急な対応が必要なため、現場近隣に事務所を構え 早急に対応可能な有限会社岩尾建業に緊急指示し施 工した。	第167条の2 第1項 第5号
104	土木部	長崎土木事務所	H19.11.19	大波止線電線共同溝 設置工事(電力系管 路)	37,195,631	長崎市城山町3-19 九州電力株式会社長崎支店 執行役員長崎支店長 中川 正裕	平成13年3月30日付け新電線類地中化により整備 する電線共同溝における「引込用管路」に関する基本 協定書に基づくもの。	第167条の2 第1項 第2号
105	土木部	長崎土木事務所	H19.11.28	一般県道伊王島香焼 線橋梁整備工事 (風洞試験業務委託 その2)	21,000,000	長崎市江戸町9-5 三菱重工橋梁エンジニアリン グ株式会社 九州営業所 営業所長 衣川 祥生	本風洞試験は、過年度業務にて製作した橋梁模型が 必要であり、この模型規模にあった試験設備を必要と する。風洞試験設備は、国内では数社しか所有してお らず、特殊な試験設備である。当業者は、国内で唯 一、本模型が使用可能な規模の風洞試験設備を有す るとともに、本州四国連絡橋をはじめ、本県の女神大 橋、大島大橋についても同様の業務を実施しており豊 富な実績と優れた技術力を有している。以上により、本 業務を行うことができるのは、当業者以外に見あたら ないため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
106	土木部	長崎土木事務所	H19.12.1	神浦ダム管理設備設置工事(1工区)	53,865,000	長崎市万才町7-1住友生命ビル12F 日本電気株式会社長崎支店 支店長 田中大吾	本工事は、平成17年度発注の神浦ダム管理設備設置工事の施工者である千日電設株式会社が日本電気株式会社と契約し製作させていたものであるが、千日電設株式会社の破産(平成19年8月9日決定)に伴い製作途中となった一部の機器を発注するものである。 神浦ダム管理設備設置工事の機器(ハード・ソフト)の製作にあたり平成18年度に特記仕様書に基づいて詳細の仕様を協議により決定し、製作途中分についても基本設計まで終了していた。神浦ダムの全体システムは全体の機器(ハード・ソフト)が一体となって機能するものである為、製作途中であった残りの機器を、日本電気株式会社以外の業者が製作することはシステムの不具合を生じる恐れがある。 本工事にかかるダム管理用制御処理設備は、ダム管理の中核機能であることから、システムの不具合の発生を防止することは極めて重要である。このため、日本電気株式会社に製作させることにより、確実に信頼のおけるシステムを確立させることができる。 従って、上記理由より、本業務を遂行できる業者は日本電気株式会社以外に見受けられない。	第167条の2 第1項 第2号
107	土木部	長崎土木事務所	H19.12.14	平成19年度設計積算・工事管理業務委託(第2回契約)	3,058,650	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	当該業務を実施するには、公共工事における品質確保、施行体制、関係法令、施工経験及び長崎県の土木行政に精通している必要がある。(財)長崎県建設技術研究センターは、公共工事の現場経験20年以上の経験豊富な技術者を要し、平成6年度より県発注工事の設計積算及び工事管理業務を受託しており関係法令及び長崎県行政にも精通している。また、県が設立した財団法人であることから行政代行機関として信頼がおけ、業務の公平性・中立性が保持できる。	第167条の2 第1項 第2号
108	土木部	長崎土木事務所	H19.12.14	浦上川線電線共同溝設置工事(電力系管路)	28,251,941	長崎市城山町3-19 九州電力株式会社長崎支店 執行役員長崎支店長 中川正裕	平成13年3月30日付け新電線類地中化により整備する電線共同溝における「引込用管路」に関する基本協定書に基づくもの。	第167条の2 第1項 第2号
109	土木部	長崎土木事務所	H20.1.10	高田線街路改築工事(JR分)	62,306,000	福岡市博多区博多駅前3-25-21 九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 石原 進	工事箇所がJRの軌道に隣接しており、日々電車等の運行管理等を行うことが困難なため工事施工を九州旅客鉄道㈱に委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
110	土木部	長崎土木事務所	H20.1.16	土砂災害防止法事前 縦覧業務委託(西山1 丁目他)	3,045,000	西彼杵郡長与町吉無田郷 464-32 特定非営利活動法人 長崎県治水砂防ボランティア 協会 理事長 瓜生 宣憲	県では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律」(以下、「土砂法」という。)に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を進めている。指定に際しては、区域範囲、指定の目的、特別警戒区域内での土地の利用制限や建築物の構造規制等を事前に周知するため、2週間かけて一般へ必要な説明を行う事前縦覧を行っている。 当委託業務は、事前縦覧の中で、当該地区の住民を対象として、公民館等で直接個別に説明を行う業務全般を委託するもので、不特定多数の住民への個別説明として、土砂法及び土砂災害に関する相当の知識とともに、適切な行政的対応能力が求められる。 このため、必要な専門的知識や住民への行政的対応能力を有するNPO法人長崎県治水砂防ボランティア協会と1者随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
111	土木部	長崎土木事務所	H20.2.5	中島川広域基幹河川 改修工事(交差点検 討資料作成業務)	3,570,000	長崎市元船町13-5 株式会社 建設技術研究所 長崎事務所 所長 立花修	本業務は、平成16年度の「中島川広域基幹河川改修工事(中央橋橋梁詳細設計業務委託)」の中で行った同一の業務に対し、新たな交通シミュレーションパターンを追加実施し、平成16年度の結果と比較検討を行うものである。したがって、平成16年度の結果と整合を取るためには、同一のプログラムでの実施が不可欠であるため、平成16年に業務を行い、本プログラムを作成し著作権を有している「(株)建設技術研究所長崎事務所」と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
112	土木部	長崎土木事務所	H20.2.12	土砂災害防止法事前 縦覧業務委託(飯香 浦、太田尾町)	1,260,000	西彼杵郡長与町吉無田郷 464-32 特定非営利活動法人 長崎県治水砂防ボランティア 協会 理事長 瓜生 宣憲	県では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律」(以下、「土砂法」という。)に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を進めている。指定に際しては、区域範囲、指定の目的、特別警戒区域内での土地の利用制限や建築物の構造規制等を事前に周知するため、2週間かけて一般へ必要な説明を行う事前縦覧を行っている。 当委託業務は、事前縦覧の中で、当該地区の住民を対象として、公民館等で直接個別に説明を行う業務全般を委託するもので、不特定多数の住民への個別説明として、土砂法及び土砂災害に関する相当の知識とともに、適切な行政的対応能力が求められる。 このため、必要な専門的知識や住民への行政的対応能力を有するNPO法人長崎県治水砂防ボランティア協会と1者随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
113	土木部	長崎土木事務所	H20.3.19	一般県道伊王島香焼線橋梁整備工事 (航行安全対策検討業務委託)	1,365,000	佐世保市小佐々町黒石339番地30 株式会社 西日本流体技研 代表取締役 松井 志郎	伊王島大橋の架橋工事の実施においては、大中瀬戸を航行する船舶の航行安全確保に関する海事関係者との協議が不可欠である。本業務は工事着手前に、工事中における航行船舶の安全確保対策について検討するとともに関係者との協議を行うものであり、業務実施には長崎県内の航路の状況および船舶の航行に関する豊富な知識と操船に関する高度な技術を有する必要がある。当社は、九州で唯一、航行船舶調査から操船シミュレーション設計まで実施する特殊な技術、設備を有し操船技術に精通するとともに県内の航路について熟知しており、本業務と同様の業務を本橋、鷹島肥前大橋等で実施していることから、業務に関する十分な実績と経験を有している。また、本業務については、他には県内に履行可能な業者が見あたらないため。	第167条の2 第1項第2項
114	土木部	大瀬戸土木事務所	H19.4.2	一般国道206号道路改良工事(西彼杵道路)に係る用地取得事務	3,659,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 藤井 健	(1)委託要領第3条では、受託者として市町村、県土地開発公社、県道路公社、市町村立土地開発公社を定めている。しかし、県土地開発公社以外の指定機関については、当該委託業務を受託できる組織体制になく、また用地取得業務への精通度も低い。 (2)県土地開発公社は、県の公共用地取得業務を行う専門機関として設置したもので、損失補償基準、用地交渉・契約業務に最も精通し、安定した用地取得業務が遂行できる。 (3)用地取得業務はあっせん業務に該当し、これを他の者に委託することは弁護士法第72条の「非弁護士の法律事務の取扱等の禁止」に抵触する可能性があるが、土地開発公社は公有地の拡大の推進に関する法律第17条第2項第2号により、あっせん業務が認められている。 よって、当該業務の委託の相手方は、県土地開発公社以外になく、競争入札に適さないことから、随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
115	土木部	大瀬戸土木事務所	H19.5.7	施工体制点検業務委託	3,528,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	本業務は公共工事における品質確保、施工体制、関係法令及び土木行政に精通している必要があるが、財団法人長崎県建設技術センターは、長崎県発注工事の設計積算及び工事管理業務を長崎県より受託しており、関係法令や長崎県の土木行政にも精通しているため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
116	土木部	大瀬戸土木事務所	H19.5.17	河通川通常砂防工事 (現場技術業務委託)	4,567,500	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	<p>公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工 事品質の確保を図るための適切な工事監督が求めら れている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うこ とができるのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県 建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意 契約を行うものである。</p> <p>1. 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足 する者であること ・発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経 験を有する職員が置かれていること ・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整 備されていることその他の発注関係事務を公正に行う ことができる条件を備えた者であること</p> <p>2. 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の (2)に該当する以下のことを満足できる者であること ・公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、 積算、工事管理等の支援を行う公益法人等</p> <p>3. 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」 が認定する公共工事品質確保技術者を保有し、法令 遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保 された技術者を配置できる者であること</p> <p>4. 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の 経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正 に行うことができる条件を備えた者であること</p>	第167条の2 第1項 第2号
117	土木部	大瀬戸土木事務所	H19.7.20	一般国道206号道路 改良工事(測量調査 委託)	12,600,000	佐世保市矢峰町1053 株式会社親和テクノ 代表取締役 津田 薫平	<p>平成19年7月6日～7日の集中豪雨により、工事現場内 の切土法面が崩壊した。災害箇所の下方には民家が あり、崩壊が民家まで影響を及ぼす場合、重大な被害 が想定されるため、早急に現地状況を把握し対策工法 を検討することが必要となり、緊急性があることから1 者随意契約とした。(指名競争入札の場合、最短でも2 週間程度かかるが、1者随契の場合最短5日に短縮可 能)</p>	第167条の2 第1項 第5号
118	土木部	大瀬戸土木事務所	H19.8.8	設計積算及び工事管 理業務委託	3,669,750	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	<p>本業務は、土木工事積算基準に基づき積算を行い、そ の積算結果により入札を行うので、守秘義務を伴う。 以上より、業務の守秘や職員の資質(中立性)等が必 要であるため。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
119	土木部	大瀬戸土木事務所	H19.9.25	一般国道206号道路 改良工事(現場技術 業務委託)	8,137,500	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	<p>公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工 品質の確保を図るための適切な工事監督が求めら れている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うこ とができるのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎 県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随 意契約を行うものである。</p> <p>1. 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満 足すること。 ・発注関係事務を適正に行うことができる知識及び 経験を有する職員が置かれていること ・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が 整備されていること、その他の発注関係事務を公 正に行うことができる条件を備えた者であること</p> <p>2. 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8 (2)に該当する以下のことを満足できる者である こと。 ・公共工事を発注する地方公共団体等に対して設 計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等</p> <p>3. 「公共工書の品質確保に関する九州連絡協議会」 が認定する公共工書品質確保技術者を保有し、法 令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が 確保された技術者を配置できる者であること。</p> <p>4. 県が発注する公共工書の発注関係事務の受託 の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務 を公正に行うことができる条件を備えた者であるこ と。</p>	第167条の2 第1項 第2号
120	土木部	大瀬戸土木事務所	H19.11.6	平成19年度国県道 道路緑地(大瀬戸地区) 維持管理工事	1,146,705	西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷 2502番地11 社団法人 西海市シルバー 人材センター 理事長 濱田 博之	<p>当該事業は、プランターに加え、国、県、市道の植樹・ 道路公園の維持管理を一体化することにより効果的 に良好な道路景観を維持するため、町合併前から地 元の自治体へ委託していた。さらに市は作業範囲が 簡易な植栽・除草の業務については、社団法人西海 市シルバー人材センターと随意契約してきた。</p> <p>当該センターは、高齢者等の雇用の安定等に関 する法律に規定する団体で、臨時的かつ短期的な就 業等を通じて、自らの生きがいの充実や社会参加を 希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を 図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地 域社会づくりに寄与する公益法人である。</p> <p>西海市の高齢化率は3割(人口33,765人、うち65 歳以上10,251人(H19.1.31))を超え、市内の就 業機会は困難であることから、地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号の規定により、引き続き当 該社団法人と契約を行う。</p>	第167条の2 第1項 第3号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
121	土木部	大瀬戸土木事務所	H19.12.19	一般国道206号道路 改良工事(仮設工)	7,367,850	西海市西海町木場郷563 株式会社 クボタ 代表取締役 久保田 忠	・一般国道206号道路改良事業(小迎バイパス)の濁水流出防止として汚濁防止膜を設置しており、設置した工事の完成後も引き続き存置する必要があるため、汚濁防止膜賃料並びに撤去工事を行うものである。 ・一般国道206号道路改良事業(小迎バイパス)で既存歩道の通行止めを行っており、迂回路として仮設歩道を設置しているが、設置した工事の完成後も引き続き存置する必要があるため、仮設歩道賃料並びに撤去工事を行うものである。上記のように仮設物を存置した場合には、長崎県土木部 土木工事標準積算基準書(参考資料)により、当初設置した業者と随意契約により行うものとなっているため、当初の設置業者と随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
122	土木部	大瀬戸土木事務所	H19.12.28	池崎地区急傾斜地崩 壊対策工事(用地測 量業務委託)	12,285,000	長崎市五島町8-7 社団法人 長崎県公共嘱託登記土地家 屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下、「公嘱協会」という。)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士または調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査もしくは測量又はその登記の嘱託もしくは申請の適性かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。 本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するにあたっては、専門業務の適性さ迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項 第2号
123	土木部	諫早土木事務所	H19.4.1	18国特改第1-8号 一般国道207号特殊 改良工事	2,559,000	長崎市尾上町1-89 九州旅客鉄道株式会社 長崎支社長 田中龍治	国道改良工事において、線路をまたぐ橋梁架け替えが必要となり、JRへ工事を委託している。 列車運行を継続しながらの工事となるため、JRの協力・承諾なしに工事ができない。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
124	土木部	諫早土木事務所	H19.4.2	平成19年度一級河川本明川水系半造川樋門等操作管理委託	2,623,850	諫早市東小路町7-1 諫早市長 吉次 邦夫	平成9・11年度の水害後に樋門管理体制を検討した結果、地元自治体と操作管理委託体制が確立された。理由として、日頃から河川パトロール等の充実が図れる。豪雨時に水防活動の主体となる諫早市が迅速かつ適切な対応ができる。本明川直轄区間でも国は諫早市に委託しており、管理方法、責任の所在について地元の理解が得やすい。	第167条の2 第1項 第2号
125	土木部	諫早土木事務所	H19.4.2	田結港海岸環境整備施設の管理業務委託	3,150,000	諫早市東小路町7-1 諫早市長 吉次 邦夫	安全管理対策上の必要性 港湾管理者は、港湾の適正な維持管理を行う責めに任じられている。管理瑕疵が無いとするためには、構造、用途、場所、利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険が防止できる程度の措置が必要である。 営造物の安全確保と危険の未然防止 施設の設置又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐためには、維持補修工事の物的補完と、使用規制等の人的補完の両面の措置により安全の確保を図る必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
126	土木部	諫早土木事務所	H19.4.9	18線起単改第301-15号一般県道諫早多良岳線道路改良工事(現場技術業務委託)	16,065,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工物品質の確保を図るための適切な工事監督がもてられているが、県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことができるのは当法人以外にないため。	第167条の2 第1項 第2号
127	土木部	諫早土木事務所	H19.4.9	18線単橋架第371-12号一般県道諫早外環状線橋梁整備工事(工場製作施工管理業務委託)	17,325,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工物品質の確保を図るための適切な工事監督がもてられているが、県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことができるのは当法人以外にないため。	第167条の2 第1項 第2号
128	土木部	諫早土木事務所	H19.4.9	18線単橋架第371-11号一般県道諫早外環状線橋梁整備工事(鋼橋製作技術支援業務)	14,700,000	東京都文京区後楽2-2-23 財団法人海洋架橋・橋梁調査会 理事長 山根 孟	本業務は、低価格で受注された本明川大橋(鋼橋)工場製作について、品質及び施工管理を重点的に行うものである。橋梁製作、特に溶接工においては、ISOで施工完了後に確認することが難しい特殊工程とされているため、非常に専門性、能力水準が要求され、工種毎の専門技術者による管理が必要不可欠であり、その技術水準を保持しているのは当財団以外にないため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
129	土木部	諫早土木事務所	H19.4.25	平成19年度設計積算及び工事管理業務(第1回契約)	5,899,950	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現と環境の保全、自立的で豊かな地域社会の形成に寄与しなければならない。よって設計積算から適正な施工、工事管理及び工物品質の確保が要求され、県職員以外でこれらの業務を円滑に執行できるのは当団体以外にない。	第167条の2 第1項 第2号
130	土木部	諫早土木事務所	H19.6.12	18線単橋架第371-14号一般県道諫早外環状線 橋梁整備工事(現場技術業務委託)	12,757,500	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工物品質の確保を図るための適切な工事監督がもてられているが、県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことができるのは当法人以外にないため。	第167条の2 第1項 第2号
131	土木部	諫早土木事務所	H19.6.21	19単橋架第371-3号一般県道諫早外環状線 橋梁整備工事(施工体制点検業務)	1,732,500	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工物品質の確保を図るための適切な工事監督がもてられているが、県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことができるのは当法人以外にないため。	第167条の2 第1項 第2号
132	土木部	諫早土木事務所	H19.8.7	石崎地区急傾斜地崩壊対策工事(用地測量業務委託)	986,262	長崎市五島町8-7 社団法人長崎県公嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	この社団法人は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者であり、不動産の表示に関する登記に必要な調査もしくは測量又はその登記の嘱託もしくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。 契約の相手方としては、公嘱協会一者であるが、委託業務は、地域や業務内容により最も適切と認められる者を公嘱協会が会員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
133	土木部	諫早土木事務所	H19.9.4	主要地方道長崎空港 線橋梁補修工事(現 場技術業務委託)	6,930,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。</p> <p>そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るための適正な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことのできるのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見あたらないため、随意契約を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足する者であること <ul style="list-style-type: none"> ・発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること ・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。その他の発注関係事務を公正に行うことのできる条件を備えた者であること 2. 品確法第8条第1項に基づき(基本方針第2の8の(2))に該当する以下のことを満足できる者であること <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 3. 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること 4. 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係業務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 	第167条の2 第1項 第2号
134	土木部	諫早土木事務所	H19.9.7	有喜川河川改修工事 (5工区)	1,627,500	諫早市松里町728-2 有限会社 タチバナ建設 代表取締役 大崎 正人	<p>平成19年7月6日から7日にかけての梅雨前線豪雨(24時間雨量137mm、1時間雨量50mm)により、有喜川河川改修区間の河川護岸部が洗掘により低下する被害が発生した。被害の拡大を防ぐため、同日「大規模災害発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」に基づき(社)長崎県建設業協会諫早支部に緊急作業の出勤を要請し、緊急工事を行った。協定書に、「緊急の作業等にかかる費用については、速やかに甲と出勤した会員等の中で請負契約を締結し、精算するものとする。」とあることから、出勤した(社)長崎県建設業協会諫早支部会員との間で請負契約を締結し、費用を精算するため、今回1者随意契約とし、契約を締結し、工事を完成させ費用の精算を行う。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
135	土木部	諫早土木事務所	H19.9.14	有喜川河川改修工事 (4工区)	18,060,000	諫早市西小路町999-32 株式会社 公文建設 代表取締役 吉田 貴博	平成19年7月6日から7日にかけての梅雨前線豪雨(24時間雨量137mm、1時間雨量50mm)により、有喜川河川改修区間の河川護岸部が洗掘により低下する被害が発生した。被害の拡大を防ぐため、同日「大規模災害発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」に基づき(社)長崎県建設業協会諫早支部に緊急作業の出動を要請し、緊急工事を行った。協定書に、「緊急の作業等にかかる費用については、速やかに甲と出動した会員等の間で請負契約を締結し、精算するものとする。」とあることから、出動した(社)長崎県建設業協会諫早支部会員との間で請負契約を締結し、費用を精算するため、今回1者随意契約とし、契約を締結し、工事を完成させ費用の精算を行う。	第167条の2 第1項 第2号
136	土木部	諫早土木事務所	H19.9.19	郡勢開地区急傾斜地 崩壊対策工事(用地 測量業務委託)	1,154,395	長崎市五島町8-7 社団法人長崎県公共嘱託登 記土地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	この社団法人は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者であり、不動産の表示に関する登記に必要な調査もしくは測量又はその登記の嘱託もしくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。 契約の相手方としては、公嘱協会一者であるが、委託業務は、地域や業務内容により最も適切と認められる者を公嘱協会が会員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。	第167条の2 第1項 第2号
137	土木部	諫早土木事務所	H19.10.12	協定書(中川西川総 合流域防災事業に伴 う長崎本線肥前長田 東諫早間江迎川橋梁 改築に関する調査設 計業務)	33,935,000	福岡県福岡市博多駅前3丁 目25-21九州旅客鉄道株 式会社代表取締役石原 進	河川改修工事により、線路をまたぐ橋梁装置が必要となり専門適な技術と知識を要するため、JRへの設計委託を実施するものである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
138	土木部	諫早土木事務所	H19.11.5	鈴田川臨時河川等整備工事に伴う不動産鑑定評価	303,450	諫早市天満町10-3 ながさき都市開発鑑定 宮崎 英之	<p>1. 今回発注しようとする業務は、河川事業予定地の不動産鑑定を依頼するものである。</p> <p>2. 不動産鑑定評価を行うことができる者は、「不動産鑑定評価に関する法律」第2条第3項に規定する不動産鑑定業者に限定され、その報酬額は「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」(昭和54年7月27日土木部長通知)により定められている。</p> <p>また、公共事業の用地取得価格は、国の公示価格や県の調査価格とも整合させる必要があるため公示価格や調査価格の鑑定実績があり、さらに鑑定地周辺の土地鑑定に実績のある鑑定士あるいは事情に詳しい鑑定士に鑑定させることが、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。当該鑑定業者(鑑定士)は、本要件に合致し、相手方として特定されるため、その性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>3. 当該業者は、長崎県が毎年実施している地価調査において、今回鑑定業務を依頼する直近の調査地の鑑定を行っており、当該地域の状況について把握しており、また売買事例についても十分な資料を所持している。</p> <p>以上により、当該業務については現地に精通しているため、早期に適正な鑑定が可能な「ながさき都市開発鑑定 不動産鑑定士宮崎 英之」に依頼する。</p>	第167条の2 第1項 第2号
139	土木部	長崎港湾漁港事務所	H19.4.2	長崎港湾漁港事務所庁舎清掃等業務委託	2,520,000	長崎市万才町3-5 有限会社長崎ビル美装社 代表取締役 大久保 哲也	<p>平成16年度中に施行されたSOLAS条約を担保するため、同法の施行に先立ち同年4月「国際航海船舶及び国際港湾施設の保守に関する法律」が施行された。この法律は、テロをはじめとする国際組織犯罪等の対策のための保安確保を目的とする法律であり、その性質上機密保持を必要とする書類がほとんどであり、厳格な保守管理が求められる。当所は長崎港の港湾管理者としてその執行と責務を負っており、当該業者は平成16年度から継続して当所の清掃業務を受託しており、この間誠実に業務を執行しており信頼がかける。このようなことから19年度も当該業者との契約が適当と判断し、1者随意契約とした。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
140	土木部	長崎港湾漁港事務所	H19.4.2	長崎港湾漁港事務所 警備委託	3,717,000	長崎市栄町1-25 太平ビルサービス株式会社 長 崎支店 取締役支店長 下妻 周	平成16年度中に施行されたSOLAS条約を担保するため、同法の施行に先立ち同年4月「国際航海船舶及び国際港湾施設の保守に関する法律」が施行された。この法律は、テロをはじめとする国際組織犯罪等の対策のための保安確保を目的とする法律であり、その性質上機密保持を必要とする書類がほとんどであり、厳格な保守管理が求められる。当所は長崎港の港湾管理者としてその執行と責務を負っており、当該業者は平成16年度から継続して当所の警備業務を受託しており、この間誠実に業務を執行しており信頼がおける。このようなことから19年度も当該業者との契約が適当と判断し、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
141	土木部	長崎港湾漁港事務所	H19.4.2	長崎港湾漁港事務所 庁舎設備管理業務委託	4,284,000	長崎市西山4-474-6 株式会社崎陽 代表取締役 野口 俊治	平成16年度中に施行されたSOLAS条約を担保するため、同法の施行に先立ち同年4月「国際航海船舶及び国際港湾施設の保守に関する法律」が施行された。この法律は、テロをはじめとする国際組織犯罪等の対策のための保安確保を目的とする法律であり、その性質上機密保持を必要とする書類がほとんどであり、厳格な保守管理が求められる。当所は長崎港の港湾管理者としてその執行と責務を負っており、当該業者は平成16年度から継続して当所の設備管理業務を受託しており、この間誠実に業務を執行しており信頼がおける。このようなことから19年度も当該業者との契約が適当と判断し、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
142	土木部	長崎港湾漁港事務所	H19.4.2	長崎漁港丸尾町地区 漁港施設管理業務委託	4,770,150	長崎市旭町27-26 株式会社シーマン商会 代表取締役 山下 善治	業務内容は、当該地区の維持管理(清掃・係船調整・駐車場管理等)であるが、地区内に24時間営業の駐車場があるため、委託先は24時間体制で活動できる会社に限られる。(株)シーマン商会は地域の事情や船舶関係の管理に精通し、区域内にある長崎市の宿泊施設の管理者として24時間体制で管理を行っており、24時間即応が可能である。 以上により、地域、業務に精通し且つ24時間体制で管理を行える委託先は他に見あたらないため、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
143	土木部	長崎港湾漁港事務所	H19.4.2	長崎港福田地区港湾施設管理委託	18,011,700	長崎市福田本町1892 長崎サンセットマリナ株式会社 代表取締役社長 松尾 哲郎	長崎サンセットマリナ(株)は当該施設内で営業活動を行ない、他社よりきめ細かく迅速な対応が可能である。またマリナ関連施設の維持・取扱に優れた技術・ノウハウを有しており、他に当社を超えるマリナ施設の管理能力を有する者が見当たらないため、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
144	土木部	長崎港湾漁港事務所	H19.4.2	長崎出島ハーバー管理業務委託	5,800,000	長崎市福田本町1892 長崎サンセットマリナ株式会社 代表取締役社長 松尾 哲郎	当該施設の前面水域は定期旅客船が頻繁に航行する区域であり、入出港管理や離着岸時の誘導等の安全確保について高度な専門的能力を必要とする。長崎サンセットマリナ(株)は、当該業務について不足のない能力を有し、また公共性の担保という観点からも極めて高い信頼性を備えており、他に同様の者が見当たらないため1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
145	土木部	長崎港湾漁港事務所	H19.4.2	長崎港内及び長崎漁港(三重地区)内海面清掃作業委託	28,297,500	長崎市国分町3-30 長崎港清掃協議会 会長 金子 叔司	長崎港清掃協議会は、港湾関係官署と関係事業所を中心に長崎港・長崎漁港の海面清掃を行う団体として設立された公益的な団体であり、なおかつ、一般企業のような利潤を追求しないため、比較的安価な価格での委託が可能であることから、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
146	土木部	長崎港湾漁港事務所	H19.4.2	松ヶ枝・元船地区港湾施設清掃業務委託	1,387,050	長崎市岡町2-13 社団法人長崎市シルバー人材センター 理事長 南條 保郎	(社)長崎市シルバー人材センターは公益法人であり、また「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、国や地方公共団体はこのような団体を育成することが求められているため、右記条項により、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第3号
147	土木部	長崎港湾漁港事務所	H19.4.2	常盤・出島地区親水護岸清掃業務委託	1,940,400	長崎市出島町10-15 長崎緑地公園管理事業協同組合 代表理事 野村 和夫	本委託業務を行う区域は、長崎水辺の森公園区域に隣接しており、当該公園と一体のものとして管理を行うのが望ましい区域である。また長崎緑地公園管理事業協同組合は、水辺の森公園の指定管理者として、同様の業務をすでに県から受任しており、競争入札に付することが不利と認められるため、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
148	土木部	長崎港湾漁港事務所	H19.4.2	長崎港小ヶ倉柳西・南埠頭警備業務委託	30,989,952	長崎市魚の町2-26 株式会社全日警長崎支社 支社長 梶山 信一	平成16年7月に発効した所謂「改正SOLAS条約」及びそれに則した国内法に基づき、国際港湾施設の管理者は、国土交通大臣の承認を受けた埠頭保安規定を定め、危害行為対策を行うための施設整備や警備等を行うことが義務づけられた。埠頭保安規定はその性質上、閲覧可能な者を限定するなど機密保持に努めなければならないとされており、広くその内容を開示することで機密漏洩のリスクが高まることになる競争入札は当該業務に適さない。(株)全日警長崎支社は当該埠頭の保安規定施行開始時より当該業務を受託しており、業務に精通していることから請負業者として適している。以上の理由により同社1者による随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
149	土木部	長崎港湾漁港事務所	H19.4.2	昇降機設備保守点検業務及び昇降機設備監視業務委託	2,318,400	長崎市万才町3-5 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 長崎支店 支店長 一瀬 省二	当該昇降設備は、三菱電機(株)製である。三菱電機ビルテクノサービス(株)長崎支店は、三菱電機(株)の系列企業であり、保守管理部門が独立した会社で高いメンテナンス技術を持っている。当業者に委託することで、定期点検の実効性の確保や故障時等の迅速かつ的確な対応ができるため、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
150	土木部	長崎港湾漁港事務所	H19.4.2	長崎港小ヶ倉柳ふ頭荷役機械管理運営業務委託	6,147,750	長崎市出島町2-16 長崎港コンテナターミナル運営協会 会長 金子 叔司	柳ふ頭はコンテナ荷を扱っており、安全性の確保のためには荷役機械の特殊性や運転業務の技術力など機械及び現場の状況に精通する必要がある。当協会はこれまでもこれらの業務に携わっており、不測の緊急対応が万全であり、他に同様の者が見あたらないため1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
151	土木部	長崎港湾漁港事務所	H19.4.2	長崎港ターミナルビル塵芥処理委託	1,547,700	長崎市元船町17-3 長崎港ターミナル入居者協議会 会長 村木 威夫	長崎港ターミナルビルの共有部分で発生した塵芥を集積場所に集めた後の処理を、当ビル入居者が専用部分で集積した塵芥の処理とは別個に実施していたが、これを入居者団体である同協議会に委託し、一括処理したほうが効率的かつ経済的に有利と見込まれ、他に同様の者が見あたらないため1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
152	土木部	長崎港湾漁港事務所	H19.4.2	長崎港ターミナルビル総合管理業務委託	17,574,480	長崎市旭町3-6 長崎総合警備株式会社 代表取締役社長 山田 俊治	長崎総合警備(株)は、当ビルの供当初(H7年度)より警備関係機器を設置・所有し、当ビルの警備・管理業務を行ってきた。また同ビルは多数の船舶乗客が集まるため問題発生時には迅速かつ機敏な対応が必要であるが、同社は当ビルの機能に精通し、入居者との調整及び機密保持を含めて信頼性が大きく、他に同様の者が見あたらないため同社による1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
153	土木部	長崎港湾漁港事務所	H19.4.2	長崎港ターミナルビル 昇降機設備保守点検 委託	2,293,200	長崎市万才町3-5 三菱電機ビルテクノサービス株式 会社 長崎支店 支店長 一瀬 省二	当該昇降設備は、三菱電機(株)製である。三菱電機ビル テクノサービス(株)長崎支店は、三菱電機(株)の系列企業で あり、その保守管理部門が独立した会社で高いメンテ ナンス技術を持っている。また当該昇降機の設置につ いても工事中から深く関わっており、日常の正常運行 の維持だけでなく、不測の故障等緊急事態への対応も 迅速かつ的確に行われ、他に同様の者が見あたらない ため1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
154	土木部	長崎港湾漁港事務所	H19.4.2	長崎港ターミナルビル 空調設備保守点検委 託	4,179,000	長崎市万才町3-5 三菱電機ビルテクノサービス株式 会社 長崎支店 支店長 一瀬 省二	当該空調設備は三菱電機(株)製であり、熱吸収式冷暖 房設備及び関連機器が設置され、これら機器を制御 装置により集中的にコントロールするシステムを採用して いる。三菱電機ビルテクノサービス(株)長崎支店は、三菱電機 (株)の系列企業であり、その保守管理部門が独立した 会社で高いメンテナンス技術を持っているため、本システ ムの一元的な管理と万全なサービス体制が可能である。 また不測の故障等緊急事態への対応も迅速かつ的確 に行われ、他に同様の者が見あたらないため1者随意 契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
155	土木部	長崎港湾漁港事務所	H19.4.2	長崎港ターミナルビル 冷却塔水質自動管理 システム保守点検委 託	1,745,100	長崎市万才町3-5 三菱電機ビルテクノサービス株式 会社 長崎支店 支店長 一瀬 省二	当該空調設備は三菱電機(株)製であり、熱吸収式冷暖 房設備及び関連機器が設置され、これら機器を制御 装置により集中的にコントロールするシステムを採用して いる。三菱電機ビルテクノサービス(株)長崎支店は、三菱電機 (株)の系列企業であり、その保守管理部門が独立した 会社で高いメンテナンス技術を持っているため、本システ ムの一元的な管理と万全なサービス体制が可能である。 また不測の故障等緊急事態への対応も迅速かつ的確 に行われ、他に同様の者が見あたらないため1者随意 契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
156	土木部	長崎港湾漁港事務所	H19.4.2	出島駐車場及び長崎 港ターミナル駐車場 使用料収納事務委託	2,242,800	福岡市博多区堅粕3-6-15 アマノ株式会社 福岡支店 支店長 鶴岡 正弘	アマノ(株)は、当該駐車場に設置してある自動料金精算 機の製造元であるため、保守及び管理には高いメンテ ナンス技術を持っており、万全なサービス体制が可能 である。また、駐車場機材を製造している他の製造業 者へ、本業務の実施が可能か打診をしたところ他社製 品の保守及び管理には積極的な回答がなく、他に同 様の者が見あたらないため、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
157	土木部	長崎港湾漁港事務所	H19.4.2	出島駐車場及び長崎港ターミナル駐車場管理業務委託	1,575,000	福岡市博多区堅粕3-6-15 アマノ株式会社 福岡支店 支店長 鶴岡 正弘	アマノ(株)は、当該駐車場に設置してある自動料金精算機の製造元であるため、保守及び管理には高いメンテナンス技術を持っており、万全なサービス体制が可能である。また、駐車場機材を製造している他の製造業者へ、本業務の実施が可能か打診をしたところ他社製品の保守及び管理には積極的な回答がなかったため、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
158	土木部	長崎港湾漁港事務所	H19.4.2	長崎港福田地区港湾施設(クラブハウス)管理委託	5,039,974	長崎市福田本町1892 長崎サンセットマリーナ株式会社 代表取締役社長 松尾 哲郎	長崎サンセットマリーナ(株)は当該施設の前所有者として管理実績があり、現在も当該施設内で営業を行っている。また他社よりきめ細かくて迅速な対応が可能であり、他に同様の者が見あたらないため1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
159	土木部	長崎港湾漁港事務所	H19.5.21	長崎港水辺の森公園水路水質浄化設備管理業務委託	3,097,500	長崎市飽の浦町5-3 西日本菱重興産株式会社 代表取締役 田村 和雄	当該事業は水辺の森公園中央調整池の悪臭対策のために設置したエア－攪拌による曝気装置の保守・点検を実施するものであるが、海水内に設置してあるために特殊な機器を使用しており、高いメンテナンス技術を要する。西日本菱重興産(株)は設備内容に精通し、高いメンテナンス技術を有しており、また不測の故障等緊急事態への対応も信頼性が高く、他に同様の者が見あたらないため1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
160	土木部	長崎港湾漁港事務所	H19.5.28	長崎漁港鳴鼓トンネル換気設備点検整備業務委託	9,292,500	長崎市川口町10-2 協和機電工業株式会社 代表取締役 坂井 俊之	ジェットファンの保守点検及び整備について、各種計測機器及び点検整備工場を有し、且つ、不測の事態に即対応できる経験と高度の技術力を有しているのは県内で協和機電工業(株)しかいないため、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
161	土木部	長崎港湾漁港事務所	H19.10.4	長崎港柳ふ頭コンテナクレーンラジエーター取替工事	1,709,400	長崎市浪の平町4-11 三菱重工エンジンシステム(株) 九州支社 長崎営業所長 田中 憲治	柳ふ頭のコンテナクレーンのラジエーターから水漏れが発生したため、水漏れ防止剤等の充填により応急的に対処しているが、今後水漏れが再び発生し荷役作業に重大な支障を来すおそれがあるため、早急にラジエーターの交換を行うものである。また今回のコンテナクレーンは三菱製であり、エンジンの専門的なノウハウについて製造メーカーでないとは対応できない部分があるため。	第167条の2 第1項 第5号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
162	土木部	長崎港湾漁港事務所	H19.12.13	長崎港(松が枝地区)保安規程改定業務委託	3,465,000	東京都港区赤坂3-3-5 社団法人日本港湾協会 会長 栢原 英郎	<p>国際観光船大型化による松が枝ふ頭岸壁延伸工事に伴い、港湾の保安規程も岸壁延伸に併せて行う必要があるため、現地調査・聞き取り等により状況整理を行い、ふ頭施設の制限区域の設定及び保安措置・保安設備の検討を行うものである。</p> <p>本業務の実施においては港湾施設整備のみならず、港湾荷役・港湾情報運営等の港湾全般に対する豊富な知識や経験及び技術を有している必要がある。本港の松が枝岸壁や小ヶ倉柳岸壁・出島岸壁の保安計画の策定の他に、北九州港や博多港などの県外の主要な港湾の保安計画策定の実績があること、本港の情勢等にも詳しく、既存資料の有効活用もできることから社団法人日本港湾協会との随意契約とした。</p>	第167条の2 第1項 第2号
163	土木部	長崎港湾漁港事務所	H19.9.13	平成19年度工事監督業務委託	6,825,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、公共事業の品質は確保されなければならない。</p> <p>そのためには、工事中及び完成時の施工状況の確認等適切に実施しなければならない。これらの施工体制等確認業務を県職員以外で円滑に行うことができ、下記の事項を全て満足する(財)長崎県建設技術研究センターと随意契約を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足する者であること。 <ul style="list-style-type: none"> 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること。 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを満足できる者であること。 <ul style="list-style-type: none"> 公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できること。 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること。 	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
164	土木部	長崎南バイパス 建設事務所	H19.4.2	18地改第1-34号 主要地方道長崎南環 状線唐八景トンネル 現場業務委託	8,610,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術 研究センター 理事長 城下 伸生	<p>公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工 事品質の確保を図るための適正な工事監督が求め られる。 県職員以外でこれらの業務を円滑に行う事ができ るのは、下記の事項をすべて満たす(財)長崎県建設 技術研究センター以外に見あたらないため。</p> <ol style="list-style-type: none"> 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足 するものであること ・発注関係事務を適正に行うことができる知識及 び経験を有する職員が置かれていること。 ・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制 が整備されていることその他の発注関係事務を 公正に行うことができる条件を備えた者であること 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2) に該当する以下のことを満足できる者であること ・公共工事を発注する地方公共団体等に対して 設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」 が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、 法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理 が確保された技術者を配置できる者であること 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の 経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を 公正に行うことができる条件を備えた者であること 	第167条の2 第1項 第2号
165	土木部	長崎南バイパス 建設事務所	H19.4.2	主要地方道長崎南環 状線道路改良工事 用地取得用務事務委 託	4,931,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 藤井健	<ol style="list-style-type: none"> 委託要領第3条では、受託者として市町村、県土地 開発公社、県道路公社、市町村立土地開発公社を 定めている。しかし、県土地開発公社以外の指定機 関については、当該委託業務を受託できる組織・人 員・体制がなく、また用地取得業務への精通度も 低い。 県土地開発公社は、県の公共用地取得業務を行う 専門機関として設置したもので、損失補償基準、用 地交渉・契約業務に最も精通し、安定した用地取得 業務が遂行できる。 用地取得業務は斡旋業務に該当し、これを他の業 者に委託することは弁護士法第72条の「非弁護士 の法律事務の取扱等の禁止」に抵触する可能性が あるが、土地開発公社は公有地の拡大の推進に関 する法律第17条第2項第2号により、斡旋業務が認 められている。 よって、当該業務の委託の相手方は、県土地開発 公社以外になく、競争入札に適さないことから、随意 契約を行うものである。 	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
166	土木部	長崎南バイパス 建設事務所	H19.4.6	平成19年度施工体 制点検業務委託	1,512,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	<p>公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び 工事品質の確保を図るための適正な工事監督が求 められる。</p> <p>県職員以外でこれらの業務を円滑に行う事ができる のは、下記の事項をすべて満たす(財)長崎県建設 技術研究センター以外に見あたらないため。</p> <ol style="list-style-type: none"> 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足 するものであること ・発注関係事務を適正に行うことができる知識及 び経験を有する職員が置かれていること。 ・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制 が整備されていることその他の発注関係事務を 公正に行うことができる条件を備えた者であること 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2) に該当する以下のことを満足できる者であること ・公共工事を発注する地方公共団体等に対して設 計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」 が認定する公共工事品質確保技術者を保有し、 法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理 が確保された技術者を配置できる者であること 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の 経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を 公正に行うことができる条件を備えた者であること 	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
167	土木部	長崎南バイパス 建設事務所	H19.5.10	18線起単改第1111- 52号 主要地方道長崎南環 状線道路改良工事 (積算委託)	6,843,900	大村市池田2 - 1311 - 3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	<p>公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工 事品質の確保を図るための適正な工事監督が求めら れる。県職員以外でこれらの業務を円滑に行う事がで きるのは、下記の事項をすべて満たす(財)長崎県建 設技術研究センター以外に見あたらないため。</p> <ol style="list-style-type: none"> 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足 するものであること <ul style="list-style-type: none"> 発注関係事務を適正に行うことができる知識及 び経験を有する職員が置かれていること。 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制 が整備されていることその他の発注関係事務を 公正に行うことができる条件を備えた者である こと 品法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2) に該当する以下のことを満足できる者であること <ul style="list-style-type: none"> 公共工事を発注する地方公共団体等に対して設 計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」 が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、 法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理 が確保された技術者を配置できる者であること 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の 経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を 公正に行うことができる条件を備えた者であるこ と 	第167条の2 第1項 第2号
168	土木部	長崎南バイパス 建設事務所	H19.5.15	登記業務委託契約	1,691,182	長崎市五島町8 - 7 社団法人長崎県公共嘱託登 記土地家屋調査士協会 理事長 石橋孝作	<p>公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調 査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を 行う者による「不動産の表示に関する登記に必要な調 査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適 正かつ迅速な実施に寄与する」ことを目的として設立さ れた県内唯一の社団法人である。 また、登記事務を委託する土地は、広さ、形状等様々 であるため、委託料は業務ごとに単価を定め、その積 み上げにより支払う方法が利に適っている。 以上により、相手方が一者に特定され、その性質又は 目的が競争入札に適しない。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
169	土木部	長崎南バイパス 建設事務所	H19.6.14	主要地方道長崎南環 状線道路改良工事 不動産鑑定評価	1,114,050	長崎市築町1-19 井手ビル2階 長崎総合鑑定株式会社 代表取締役 渡辺泰輔	<p>不動産鑑定評価を行うことができる者は、「不動産の鑑定評価に関する法律」第2条第3項に規定する不動産鑑定業者に限定され、その報酬額は、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」(昭和54年7月27日土木部長通知)により定められている。</p> <p>また、公共事業の用地取得価格は、国の公示価格や県の調査価格とも整合させる必要があるため公示価格や調査価格の鑑定実績があり、さらに鑑定地周辺の土地の鑑定に実績のある鑑定士あるいは事情に詳しい鑑定士に鑑定させることが、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。</p> <p>当該鑑定業者(鑑定士)は、本要件に合致し、相手方として特定されるため、その性質及び目的が競争入札に適用しない。</p>	第167条の2 第1項 第2号
170	土木部	長崎南バイパス 建設事務所	H19.6.20	19起単改第1111-2号 主要地方道長崎南環 状線道路改良工事(積 算委託)	26,206,100	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	<p>公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るための適正な工事監督が求められる。県職員以外でこれらの業務を円滑に行う事ができるのは、下記の事項をすべて満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため。</p> <ol style="list-style-type: none"> 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足するものであること <ul style="list-style-type: none"> 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを満足できる者であること <ul style="list-style-type: none"> 公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
171	土木部	長崎南バイパス 建設事務所	H19.6.29	19地改第1-3号 主要地方道長崎南環 状線唐八景トンネル 現場業務委託	21,945,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	<p>公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工 事品質の確保を図るための適正な工事監督が求めら れる。県職員以外でこれらの業務を円滑に行う事がで けるのは、下記の事項をすべて満たす(財)長崎県建設 技術研究センター以外に見あたらないため。</p> <ol style="list-style-type: none"> 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足 するものであること ・発注関係事務を適正に行うことができる知識及 び経験を有する職員が置かれていること。 ・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が 整備されていることその他の発注関係事務を公正 に行うことができる条件を備えた者であること 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2) に該当する以下のことを満足できる者であること ・公共工事を発注する地方公共団体等に対して設 計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」 が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、 法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理 が確保された技術者を配置できる者であること 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の 経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を 公正に行うことができる条件を備えた者であること 	第167条の2 第1項 第2号
172	土木部	石木ダム建設事 務所	H19.5.22	石木ダム資料作成業 務委託(1)	1,102,500	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	<p>本業務は説明会開催についての運営・とりまとめを行 うにあたり迅速な対応が要求されることから、長崎県の 土木行政を熟知・精通した行政代行として信頼がおけ る機関が実施する必要がある。(財)長崎県建設技術研 究センターは長崎県が設立した法人で、これまで各土 木機関より各種説明会、委員会等を受託するなど経験 豊富であり、本業務と密接に関係している「川棚川水 系河川整備計画検討委員会」及び「石木ダム計画概 要説明会」の運営を受託し、事業内容に精通している ため、本業務の遂行に最も適している。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
173	土木部	石木ダム建設事務所	H19.6.4	一般県道嬉野川柵線 道路改良工事に伴う 不動産鑑定料	1,333,500	長崎市上戸石町2130-52 有限会社板山不動産鑑定事務所 代表取締役 板山 昌治	不動産鑑定評価を行うことができる者は「不動産の鑑定評価に関する法律」第2条第3項に規定する不動産鑑定業者に限定され、その報酬額は「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」(昭和54年7月27日土木部長通知)により定められている。 また、公共事業の用地取得価格は、国の公示価格や県の調査価格とも整合させる必要があるため、公示価格や調査価格の鑑定実績があり、さらに鑑定地周辺の土地の鑑定に実績のある鑑定士あるいは事情に詳しい鑑定士に鑑定させることが、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。 当該鑑定業者(鑑定士)は本要件に合致し、相手方として特定されるため、その性質及び目的が競争入札に適用しない。	第167条の2 第1項 第2号
174	土木部	石木ダム建設事務所	H19.10.5	石木ダム本体実施設計(配置設計)評価業務委託	20,265,000	東京都港区麻布台2-4-5 財団法人 ダム技術センター 理事長 濱口 達男	本業務は、川柵川総合開発事業の一環として建設を進めている石木ダム(県内初の複合ダム)の本体実施設計(配置設計)について総合的な見地から評価を行うものである。 (財)ダム技術センターは、各都道府県の共同出資並びに国土交通省補助による公益法人であり、質の高い技術と独自の研究開発能力があり、高度な知見に基づき適切な助言を実行できる。また、ダム関係分野の国内最高水準の専門技術者を多数有しており、豊富な実績を基に総合的な見地から高度な判断が可能である。さらには、同センターは、近年の新工法(CSG工法、造成アバットメント工法等)についての設計上の経験・知識等を特に必要とする特殊な設計に精通している。以上のことから同センターは本業務の遂行に最も適している。	第167条の2 第1項 第2号
175	土木部	石木ダム建設事務所	H19.10.15	石木ダム地域振興策 検討業務委託	1,942,500	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	本業務は、説明会に用いる関連資料の作成及び意見のとりまとめ等を行うものであり、迅速な対応が要求されることから、長崎県の土木行政を熟知、精通した行政代行として信頼がおける機関が実施する必要がある。 (財)長崎県建設技術研究センターは、長崎県が設立した法人で、これまで各土木機関より説明会、委員会の運営を多く受託するなど実績豊富であり、本業務と密接に関係している「石木ダム周辺整備構想検討委員会」、「川柵川水系河川整備計画検討委員会」、「石木ダム計画概要説明会」などの運営を受託しており、事業内容にも精通しているため、本業務の遂行に最も適している。	第167条の2 第1項 第2号